

奈良県未来投資促進基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 9 月 1 日現在における奈良県全市町村の行政区域とする。概ねの面積は 36 万 9 千ヘクタール程度（奈良県面積）である。

本区域は吉野熊野国立公園並びに金剛生駒紀泉国定公園、高野龍神国定公園、大和青垣国定公園及び室生赤目青山国定公園の一部区域を含み、また環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、生物多様性の観点から重要度の高い湿地及び国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等が存するものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項において、環境保全のために配慮を行う事項」を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

【地理的条件】

本県は日本のほぼ中央部、紀伊半島の中央に位置する内陸県であり、西の京阪神地域、東の中京地域という産業の大集積地・大消費地の間に位置する。

県北西部に平坦な奈良盆地が広がり、これを囲繞する形で北東部には海拔 400～500 メー

トルの大和高原、南部には大峰山や大台ヶ原に代表される吉野山地が位置する。

奈良盆地は内陸性気候、吉野山地は山岳性気候に分類されるが、気候は概ね温暖で、台風・地震などの自然災害による被害が少なく、生活や企業活動にとって恵まれた自然環境である。

【産業の状況】

①農林水産業

前項に記載する地理的条件や高い生産能力を活かして古くから農業が発達しており、京阪神の大消費地への至近性を活かし、多品目少量生産ながら高度な栽培技術を駆使した生産性の高い多彩な農業を展開しており、近年は、多様な作物が「大和野菜」として供給を広めつつあるほか、古代からの漢方の伝統を受け継ぎ、大和当帰をはじめとした生薬の栽培もおこなわれてきた。畜産業においても、「大和牛」「ヤマトポーク」「大和肉鶏」として流通を拡大しつつある。

また、森林資源に恵まれ、品質の高さにより全国的な知名度を誇る「吉野杉」等を産出する林業が、山村地域の基幹産業の一つとして重要な地位を占めている。

②工業

工業では、本県が永く歴史の中心的舞台として位置してきたことを反映して、古代から近世にまで遡る長い伝統を誇る産業が多い。代表的なものとしては、墨・筆・和紙・薬・漆器・素麺・清酒・茶せん・割り箸・赤膚焼などがある。江戸時代には、奈良晒や綿織物等の都市手工業・農村工業が発達し、明治時代には、農具が4位、綿糸が5位、綿織物が7位の生産を上げ、全国でも先進的な地域であった。

戦後復興期から高度成長期を通じて、繊維、木材、食品等の業種の割合が高かったが、昭和40年代以降に工業団地が開発されるようになってからは、県外からの企業立地が進み、一般機械、電気機械等の製造品出荷額が飛躍的に増加した。

現在では、製薬、靴下、木製品、プラスチック、毛皮革、履物、スポーツ用品などの伝統的な地場産業が盛んなほか、機械、食料品、金属、電子部品・デバイス、ゴム、化学等幅広い業種が、昭和工業団地（大和郡山市）、テクノパーク・なら工業団地（五條市）などの工業団地をはじめとして広域に分布している。

京阪神地域の電気機器産業・バイオ産業、中京地域の自動車産業・航空機産業の大集積地の中間に位置し、京阪神の大消費地の近郊に位置する本県では、その利便性を活かし、次項に記載するインフラの整備状況と相俟って、各種部品製造、工作機械製造、電気機械関連産業、生活関連産業などの産業が集積している。個々の業種としても、一般機械、電気機械、輸送用機械、食料品、プラスチック、金属、電子部品・デバイス、ゴム、化学、製薬など多岐にわたって全県に分布している。統計においても、事業所数・従業員数ともに、多様な業種によって構成されていることが見て取れる。

また、伝統的な地場産業においても製造技術や人材の面で強みがあり、プラスチック、毛皮革、履物、スポーツ用品製造等において高い産業集積が見られるほか、古代に淵源を発する生薬や大和の置き薬などから派生する漢方関連産業、近世から発展した繊維産業と深い関わりを有する靴下産業、三輪素麺を中心とする製麺、海外や首都圏での消費が拡大している清酒、林業・製材・木製品加工のブランド化等の取組が進展している。

さらに、次世代の産業として、スマートシティなどのエネルギー・環境分野、バイオサイエンス分野、新素材・デバイス分野及びその関連業種について、先進的企業や先端的研

究機関を有する本県では特に大きな期待がかかっている。エネルギー・環境分野や次世代自動車の部品製造・工作機械製造においては、世界でもシェアの高い技術をもつ企業が県内で長く事業展開するなど、研究開発型企業の躍進の土壌ともなっている。

平成 26 年度工業統計調査によると、従業員 1 人当たり製造品出荷額等は全国 27 位と中位であるが、全国に占める製造品出荷額等構成比は 36 位とまだまだ向上の余地がある。

③商業・サービス業

2000 年頃以降、ロードサイド型の大型ショッピングセンターが数多く出店される一方で、中心市街地の百貨店・スーパーマーケットの撤退が相次いでいる。また、商店街についても、中心市街地における人口減少や消費動向の変化により、商店街の人通りが減少し、空き店舗が目立つところが増加しつつある。一方で、「ならまち・ならきたまち」や「五條新町」など、歴史的景観が形成された地区において、ユニークな品揃えやこだわりのある経営形態により集客が見込まれる店舗が集積しつつある。

観光産業については、江戸時代に西国観音霊場が整備され、三十三所巡礼が盛んになるとともに、戦国時代の戦乱で荒廃した東大寺大仏・大仏殿再建に伴い、南都の観光都市化が進むなど、古代からの由緒ある寺社への参詣を基軸とした産業化が江戸時代に進展した。幕末・明治時代以降は、前述の寺社にとどまらず、史跡や王陵等の歴史遺産に対する観光需要が勃興し、鉄道網の発達相俟って、観光立県としての奈良県の地位が定まるに至った。

【インフラの整備状況】

①道路交通

本県では、西名阪自動車道及び名阪国道が、西は大阪・神戸、東は名古屋を結ぶ動脈を構成し、産業集積に重要な役割を果たしている。西名阪自動車道郡山下ツ道ジャンクションを起点にすると、大阪市役所周辺まで 40 分、神戸市役所周辺まで 70 分、名古屋市役所周辺まで 110 分程度でアクセスすることができる。

また、第二阪奈道路や南阪奈道路の開通により、大阪方面へのアクセスが強化されており、特に南阪奈道路は、連接する大和高田バイパスと併せて中南和地域から大阪への新たな動脈となっている。

そのほか、中和地域を東西に貫く中和幹線が平成 23 年度に全線開通し、北和～中和を南北に結ぶ大和中央道と共に、地域間交通の利便性向上に寄与している。

県では、平成 26 年 7 月策定、令和元年 10 月改定の「奈良県道路整備基本計画」において、京奈和自動車道をはじめとした骨格幹線道路ネットワークの整備や企業立地を支援する道路の整備を推進することとしており、郡山下ツ道ジャンクションの供用開始（平成 26 年度）、京奈和自動車道の御所南 I C～五條北 I C 間の開通（平成 29 年度）等により、県内各地の相互往還や、特に橿原市以南の各地から大阪・名古屋方面への利便性向上等が図られている。

このように、県の東西・南北を短時間で結び、同時に関西大環状道路の一翼を担う道路網が機能し始めたことから、製造業、物流業をはじめ、県内におけるあらゆる企業活動の利便性が飛躍的に高まりつつある。

②鉄道

県内には、大和平野地域を中心に、大阪・兵庫・京都・三重・愛知とのアクセスに主眼

を置いた鉄道が高密度・高頻度に発達している。大阪・兵庫へは、近畿日本鉄道（以下、「近鉄」と略す。）奈良線（大阪難波以西は阪神電気鉄道なんば線）、けいはんな線（長田以西は大阪市営地下鉄中央線）、大阪線、南大阪線、西日本旅客鉄道（以下、「ＪＲ」と略す。）大和路線（関西本線）、学研都市線（片町線）が、京都へは、近鉄京都線、橿原線、ＪＲ奈良線が、三重・名古屋へは、近鉄大阪線、ＪＲ関西本線が、それぞれ都市間アクセス網を形成している。さらにリニア中央新幹線の間駅が奈良市附近に設置される予定となっている。鉄道交通の結節点となる近鉄大和西大寺駅を起点にすると、大阪・京都へは 30 分、神戸へは 60 分、名古屋へは 65 分程度でアクセスできる。

【人口分布の状況】

促進区域の人口は 136 万人（平成 27 年国勢調査人口）であり、そのうち 120 万人が促進区域北部に位置し、促進区域の 10 パーセント強の面積を占める奈良盆地周辺に集中している。一方、促進区域の 60 パーセント弱の面積を占める吉野郡の人口は 4 万人である。なお、促進区域の人口の 90 パーセント以上は、京阪神大都市圏に包含されている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

農林水産業については、すでに着手されている農産物・畜産品の品質向上とブランド化、高い知名度を誇る県産木材のポテンシャルを活かした流通拡大、農林業の観光利用等の取組により、取引量の拡大、付加価値の一層の向上に取り組む。

製造業については、当該地域において雇用者数の約 2 割、付加価値額の約 2 割を占めており、製造業が経済構造の中心をなしている。全国的に見て、新規工場立地が非常に好調である傾向を活かし、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、物流等の関連産業も含めた生産性改革をすすめ、質の高い雇用の創出を行う。

商業・サービス業については、中心市街地における大規模小売店舗の撤退や、商店街における空き店舗の問題が顕在化しつつあることに對し、高いポテンシャルを持つ観光資源や、高密度に整備された鉄道や道路インフラ等の地域資源を活用しながら、新たな付加価値を生み出す産業の創出を行う。

観光産業については、他の地域に比較しても類い稀な観光資源を有しているにもかかわらず、必ずしも、宿泊をはじめとした消費に結びついていない。宿泊施設のキャパシティ・バラエティ双方の充実をはかるなど、観光産業の育成に努め、付加価値の創出を図る。

データセンターについては、津波等の災害が少ないと想定される地理的条件や、大阪市、京都市、名古屋市といった都市部へのアクセスが容易な交通インフラを活用し、拠点整備を推進し、付加価値の創出を図る。

（２）経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による	一百万円	4,923 百万円	—

付加価値創出額			
(算定根拠) 1 件あたり平均 3,775 万円の付加価値額（奈良県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサス―活動調査（平成 24 年））を創出する地域経済牽引事業を 80 件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で 1.63 倍の波及効果を与え、促進区域で 49.3 億円の付加価値を創出することを目指す。 49.3 億円は、促進区域の全産業付加価値額（14,979 億円：平成 24 年経済センサス）の 0.3 パーセントであり、地域経済に対するインパクトが大きい。 また、KPI として、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。 【任意掲載の KPI】			
	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	一件	80 件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用 「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。
(2) 高い付加価値の創出 事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が 3,775 万円（奈良県の 1 事業所あたり平均付加価値額（経済センサス―活動調査（平成 24 年））を上回ること。
(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果 事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で 5 パーセント増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域			
【区域の一覧】			
	重点促進区域の名称	行政区域及び町丁目字	面積 (ha)
1	昭和工業団地	大和郡山市筒井町、椎木町、今国府	116

		町、西町、池沢町、馬司町、額田部寺町、額田部南町、額田部北町	
2	桜井木材天理団地	天理市西長柄町	27
3	南大和テクノタウン（北宇智工業団地）	五條市近内町、出屋敷町、居伝町、小和町	70
4	テクノパーク・なら工業団地	五條市住川町	88.7
5	御所工業団地	御所市城山台	19.9
6	学研生駒テクノエリア	生駒市北田原町、高山町	111.4
7	高山サイエンスタウン	生駒市高山町	45
8	はじかみ工業団地	葛城市忍海、薑、新村、新町	36.3
9	唐院工業団地	川西町唐院、保田	26.3
10	結崎工業団地	川西町吐田、結崎	18.9
11	箸尾工業団地（仮称）	広陵町南、弁財天、中	8
12	花吉野ガーデンヒルズ	大淀町福神	23.9

【概況】

①昭和工業団地

概ねの面積は 116 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 150 社程度が集積する場所かつ区域内に大和まほろばスマート I C を抱え、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、農用地区域が含まれるが、農用地区域を土地利用調整計画に含めるものではない。

②桜井木材天理団地

概ねの面積は 27 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 60 社程度が集積する場所かつ三宅インターチェンジからも 4 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

③南大和テクノタウン（北宇智工業団地）

概ねの面積は 70 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 10 社程度が集積する場所かつ五條北インターチェンジからも 1km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、農用地区域が含まれるが、農用地区域を土地利用調整計画に含めるものではない。

④テクノパーク・なら工業団地

概ねの面積は 88.7 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 30 社程度が集積する場所かつ五條北インターチェンジからも 1km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

⑤御所工業団地

概ねの面積は 19.9 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 10 社程度が集積する場所かつ御所南インターチェンジからも 2km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

⑥学研生駒テクノエリア

概ねの面積は 111.4 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 120 社程度が集積する場所かつ区域内を国道 163 号線清滝バイパスが通過し、良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

⑦高山サイエンスタウン

概ねの面積は 45 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 10 社程度が集積する場所かつ関西文化学術研究都市のクラスターとして良好な研究開発環境や、交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

⑧はじかみ工業団地

概ねの面積は 36.3 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 30 社程度が集積する場所かつ御所インターチェンジからも 2 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、農用地区域が含まれるが、農用地区域を土地利用調整計画に含めるものではない。

⑨唐院工業団地

概ねの面積は 26.3 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 9 社程度が集積する場所かつ法隆寺インターチェンジからも 2 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

⑩結崎工業団地

概ねの面積は 18.9 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 10 社程度が集積する場所かつ三宅インターチェンジからも 1 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域には、農用地区域が含まれるが、農用地区域を土地利用調整計画に含めるものではない。

⑪箸尾工業団地（仮称）

概ねの面積は 8 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として、5 社程度が集積する場所かつ法隆寺インターチェンジからも 4 km で、三宅インターチェンジからも 3 km と良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

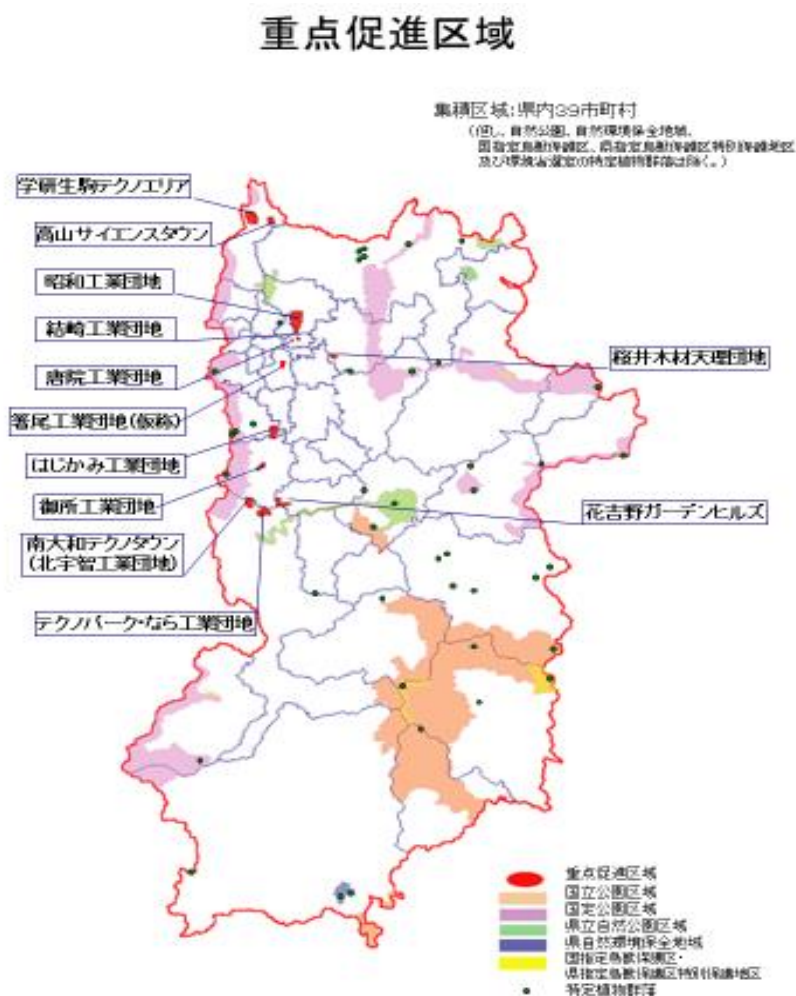
⑫花吉野ガーデンヒルズ

概ねの面積は 23.9 ヘクタール程度である。

本区域は、地域の特性として製造業の事業者を中心として 10 社程度が集積する場

所かつ五條北インターチェンジからも4kmと良好なアクセスを有するなど交通インフラが充実した場所でもあり、当該区域において製造業を中心とした地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

【重点促進区域の位置】



(2) 区域設定の理由

上記(1)に掲げる区域は、いずれも、工場を集積させる地域として造成された工業団地又は工業団地以外であって新規立地又は既存工場の規模拡大が見込まれる地域である。なお、遊休地として、上記③南大和テクノタウン(北宇智工業団地)及び⑩花吉野ガーデンヒルズに未分譲区画が存しており、積極的な利用を促進しているところである。

一定面積を有する工業系用途地域及び都市計画区域外地域等のうち、重点的に企業立地を図る区域として市町村が選定した地域を、工場立地特例対象区域の設定を目的として重点促進区域に設定するものであり、農用地及び市街化調整区域における土地利用調整計画の策定を想定するものではない。

(3) 重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域
別紙記載のとおりとする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野
- ②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり
- ③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野
- ④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社
- ⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流
- ⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信
- ⑦奈良県の津波等の災害が少ないと想定される地理的条件や都市部へのアクセスが容易な交通インフラを活用したデータセンターをはじめとした電気通信事業分野

(2) 選定の理由

- ①奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

【地域の特性の選定理由】

奈良県においては、大消費地に近接し、道路・鉄道等の交通網が発達していることから、市場へのアクセスや雇用の確保の面において有利であるという地勢がはたらき、近年、急速に産業集積が進んでいる。工場立地動向調査においては、平成 19 年～令和元年の 13 年間で 365 件の立地があり、特に直近の令和元年の立地件数 32 件は、全国 8 位（近畿 2 位）で全国シェア 3.2 パーセントである（経済産業省「工場立地動向調査」統計値を集計）。

産業集積の進展に呼応して、企業立地促進法に基づく企業立地計画の活用も盛んであった。企業立地計画承認件数は、平成 21 年度～29 年 7 月末までの間に 117 件あり、全国の承認件数（平成 19 年度～27 年度末）3,598 件の 3.3 パーセントを占める。全国人口に占める奈良県の割合が 1.1 パーセント、国土に占める奈良県の割合が 1.0 パーセントであることを考慮すると、奈良県において製造業を中心とした産業集積が急速に進展していると言える。

特に集積が進んでいる業種の概況は以下のとおりである（製造品出荷額、付加価値額、労働生産性はいずれも総務省「平成 24 年経済センサス」による。工場立地件数は、いずれも経済産業省「工場立地動向調査」統計値の集計による。）。

《食料品製造業》

製造品出荷額が 226,419 百万円であり、県内製造業では 1 位であり、付加価値額は 1,133 億円で県内製造業 1 位、付加価値構成比の 16.2 パーセントを占めており、全国と比較して 6.8 パーセントも高い。労働生産性は 1,222 万円であり、全国と比較して 46.9 パーセントも高い。特化係数が 1.6、労働生産性が 1.4 であり、全国より高位にある。平成 19 年～令和元年の工場立地件数は 31 件であり、全国(2,149 件)の 1.4 パーセントを占め、全国と比較して集積が進む傾向にある。

《繊維工業》

製造品出荷額が 72,342 百万円であり、県内製造業では 10 位、付加価値額は 290 億円とで県内製造業で大きなシェアを占めていないが、事業所数が 348 と県内最大である。また、従業者構成比が 8.9 パーセントあり、全国 3.0 パーセントに比べて圧倒的に多い。特化係数が 2.4、労働生産性が 0.9 であり、全国と比較して特化係数が顕著に高い。平成 19 年～令和元年の工場立地件数は 12 件であり、全国(257 件)の 4.7 パーセントを占め、全国と比較して集積が進む傾向にある。

《プラスチック製品製造業》

製造品出荷額が 135,506 百万円であり、県内製造業では 5 位であり、付加価値額は 524 億円で県内製造業 4 位、労働生産性は 784 万円である。また、従業者構成比が 10.6 パーセントあり、全国 5.6 パーセントに比べて圧倒的に多い。特化係数が 1.6、労働生産性が 0.7 であり、全国と比較して特化係数が高位である。平成 19 年～令和元年の工場立地件数は 48 件であり、全国(788 件)の 6.1 パーセントを占め、全国と比較して集積が進む傾向にある。

《業務用機械器具製造業》

製造品出荷額が 146.067 百万円であり、県内製造業では 4 位であり、付加価値額は 619 億円で県内製造業 3 位、労働生産性は 2,150 万円と県内 1 位であり、全国と比較して 52.3 パーセントも高い。特化係数が 3.0、労働生産性が 1.5 であり、全国と比較して顕著に高い。平成 19 年～令和元年の工場立地件数は 5 件であり、全国(358 件)の 1.4 パーセントを占め、全国と比較して集積が進む傾向にある。また、一人あたり現金給与額が 611.4 万円と県内では 2 位、全国平均を 28.5 パーセント上回っており、県内製造業の平均賃金を底上げする力を有する。

《電気機械器具製造業》

製造品出荷額が 153,392 百万円であり、県内製造業では 3 位であり、付加価値額は 473 億円で県内製造業 5 位、労働生産性は 1,953 万円と県内 2 位であり、全国と比較して 65.6 パーセントも高い。特化係数が 1.2、労働生産性が 1.7 であり、全国と比較して高位であるほか、一人あたり現金給与額が 523.9 万円と県内では 4 位、全国平均を 10.6 パーセント上回っており、県内製造業の平均賃金を底上げする力を有する。

《輸送用機械器具製造業》

製造品出荷額が 195,909 百万円であり、県内製造業では 2 位であり、付加価値額は 666 億円で県内製造業 2 位、労働生産性は 1,824 万円と県内 3 位である。特化係数が 0.5、労働生産性が 1.0 であり顕著に高いとは言えないが、一人あたり現金給与額が 553.3 万円と県内では 3 位であり、県内製造業の平均賃金を底上げする力を有する。

上述のように、奈良県のものづくり分野は、近年の全国と比較して極めて活発な工場立地動向に支えられ、産業集積が進展しつつあるほか、企業立地計画の活用に見るとおり、旺盛な投資傾向が続いており、今後の地域経済を牽引するにあたり、主軸となる産業分野である。「奈良県企業立地基本計画」においても、高度ものづくり産業、エネルギー・環境技術創造型産業、地域資源活用型・地域課題解決型産業、生活関連型産業の各産業を特に振興すべき産業分野として掲げ、県及び県内全市町村が共同してその企業立地・事業高度化を推進する等、全県が一致協力して振興に取り組む体制が構築されてきたところである。

このことから、これら各産業分野の集積を充実することにより、成長ものづくり分野の稼ぐ力を涵養し、地域経済の活性化を目指す。

②奈良県における神社仏閣等の観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり

東アジアとの交流を基層として、国家形成をしてきた日本の歴史、日本の始まりそのものが奈良の歴史文化であり、本県にはその国家の成り立ちをたどっていくための手がかりとなる遺跡や文献、文化財が全県に渡って大量に分布している。県内に存する世界遺産は3件（全国1位）、国指定史跡名勝天然記念物は158件（全国1位）、国宝・重要文化財指定件数は1,530件（全国3位）、人口100万人あたりの歴史博物館数は8.6館（全国5位）である（文化庁「国宝・重要文化財都道府県別指定件数一覧」（平成31年度）及び文部科学省「平成23年度社会教育調査」）。

これら膨大な数の文化財が恵まれた自然環境とともに独特の景観を構成し、観光資源として多くの観光客を集めていることも本県の特徴である。県立奈良公園、国営飛鳥藤原宮跡歴史公園、国営平城宮跡歴史公園をはじめとした大規模な都市公園が県内各地に整備されており、人口1人あたりの都市公園面積は13.2㎡（近畿1位）となっている（国土交通省「平成26年末都市公園等整備現況調査」）。

また、本県を訪れる外国人訪問客は平成24年に約28万人であったが、平成30年には約258万人と大幅に増加している。建築・庭園等の文化財をラグジュアリーホテルとして活用することにより、増加を続ける外国人観光客をはじめとした宿泊需要を取り込む先駆的な取組が始まろうとしているなどの観光資源を活用した宿泊施設誘致をはじめ、周遊ルート整備、飲食店、商業施設、体験施設等に対する需要に対応するための環境整備を行っていくとともに、観光資源に加えて地域の農林産物や食の魅力の発信もあわせて行うことにより交流人口の増加を図り、地域の活性化につなげる。

③奈良県における奈良県産業振興総合センター等の公設試験研究機関を活用した成長ものづくり分野

本県においては、県内産業への技術支援を担う奈良県産業振興総合センターをはじめとする6つの公設試験研究機関や奈良工業高等専門学校、さらに関西文化学術研究都市には奈良先端科学技術大学院大学など、ものづくり技術に関わる多数の研究機関と研究開発型の企業が立地している。

特に、その中核となる奈良県産業振興総合センターには企業から年間 4 千件を超える技術相談が寄せられ、研究開発設備の開放利用時間は年間のべ約 6 千時間にのぼり、企業ニーズに密着した共同研究を例年 20 件程度実施している。また、奈良先端科学技術大学院大学においても、民間企業等との共同研究を年間 100 件を上回る水準で受け容れており、平成 19～27 年度の累計で 1,080 件に及んでいる。

奈良県産業振興総合センターでは、平成 28 年度からグローバルニッチトップ企業の創出・育成を目指した研究を推進しており令和 2 年度からは第二期中期研究開発方針を策定し、研究開発をさらに重点的かつ効率的に推進していく。また、平成 29 年度に設置した「IoT 推進グループ」は、IoT やデータの利活用による産業活動の高度化を図るため、県内研究機関と情報通信業（267 の事業所、2,198 人の従業者）（出典：「平成 28 年経済センサス活動調査結果（総務省統計局）」）の企業が連携して取り組む情報技術の研究開発を支援している。

このように成長ものづくり分野をはじめ、情報技術等の第 4 次産業革命分野における高い技術力をもつ企業との産学官連携による研究開発・技術開発の促進に期待できることが大きな強みとなっており、その成果や技術の移転、普及を積極的に図っていくことで、医療・健康分野、エネルギー・環境分野、宇宙航空分野、輸送機器分野などあらゆる成長ものづくり分野に横断的に活用展開し、高度かつオリジナリティの高い高付加価値製品・サービスの創出につなげていく。

④奈良県の三輪素麺、柿等の特産物を活用した農林水産・地域商社

本県の主要プロジェクトの一つである「経済・産業振興プロジェクト」において、産業・雇用に大きな効果をもたらすと考えられる生活関連製造業などの分野に加え、農業、林業・木材産業、文化・芸術・スポーツなどの分野の振興にも取り組んでいることを踏まえ、産業集積、収穫量、品質、歴史、文化・伝統などの観点から強みを有する、下記の産品をはじめとする本県の特産物について、生産力の強化を図るとともに、ブランド力の向上を推進し、地域商社等による輸出の強化、販路拡大を図っていく。

【三輪素麺】	素麺生産量（H21 農林水産業小麦加工食品動態等統計調査） 3,669 小麦トン 全国 3 位 和風めん 製造品出荷額等（R1 工業統計調査） 127 億円 全国 7 位
【靴下】	靴下 製造品出荷額等（R1 工業統計調査） 262 億円 全国 1 位 靴下 付加価値額（R1 工業統計調査） 94 億円 全国 1 位
【奈良のくすり】	配置薬 生産金額（H29 薬事工業生産動態調査） 25 億円 全国 2 位
【柿】	柿 収穫量（H30 農林水産省作物統計（果樹）） 28,300 トン 全国 2 位 柿 栽培面積（H30 農林水産省作物統計（果樹））

⑤奈良県における道路網及び鉄道網等の交通インフラを活用した物流

奈良県では、中京圏・近畿圏を結ぶ大動脈である西名阪自動車道／名阪国道が東西を縦貫し、これを南北に直交する形で、京奈和自動車道の順次供用や整備が進められており、大和郡山市には両自動車道を結節する郡山下ツ道ジャンクションが供用開始されるなど、交通の一大結節点が形成されている。また、平成 31 年 4 月には、国土交通大臣が物流上重要な道路輸送網として、西名阪自動車道や京奈和自動車道等を重要物流道路に指定するなど、平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保に向けた取り組みも進んでいる。鉄道については、通勤・通学における鉄道利用率が 38.45 パーセントで全国 6 位（平成 22 年「国勢調査」）、また人口 1 人あたり旅客輸送量が 124.49 人で全国 9 位（国土交通省「平成 25 年貨物・旅客地域流動統計」）であるなど、奈良県における人員輸送において最も重要な交通インフラとなっている。

これら道路交通・鉄道交通双方の充実が、ものづくり産業や、これを支える物流施設の集積につながっており、物流施設（道路貨物運送業、こん包業）としては、平成 25 年度以降、企業立地計画の承認件数が増加しており、平成 29 年 7 月までの間に 12 件承認している。また、経済センサス（平成 26 年）によれば、1 事業所あたりでは、従業員数 27.0 人（全国 25.8 人）、付加価値額 1.31 億円（全国 1.20 億円）、労働生産性 487.4 万円/人（全国 467.4 万円/人）と、いずれも全国を上回る規模となっている。

今後も、道路貨物運送業、運輸に附帯するサービス業（こん包業に限る）といった物流分野への支援を通じて、ものづくり産業の振興も含め、地域経済の活性化を目指す。

⑥奈良県における食料品製造業、繊維工業、プラスチック製品製造業、業務用機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業等の産業の集積を活用した情報通信

本県では、①で述べたとおり、近年、急速にものづくり産業の集積が進んでおり、今後の新製品開発や高付加価値化、新たなサービスの開発や生産方式の導入など事業を高度化し、競争力を高めていくために、情報通信関連は大きく寄与する分野である。情報通信業として、事業所数自体はまだ少ないものの、経済産業省「特定サービス産業実態調査」によれば、平成 22 年の 16 事業所が平成 30 年には 99 事業所と 618.8 パーセントの増加率となっており、全国（153.9 パーセント）を大幅に上回るペースで増加している。県としても「情報通信業関連企業立地促進補助金」（最大 3 億円）を創設し、平成 29 年度に初めて 2 件の活用があり、合計約 40 名の雇用が創出されるなどしているところである。

今後も県内ものづくり産業を支える情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報通信技術利用業（コールセンター、バックオフィス等）、学術・開発研究機関等、情報通信分野への支援や IT の産業活用の促進を通じて地域経済の活性化を目指す。

⑦奈良県の津波等の災害が少ないと想定される地理的条件や都市部へのアクセスが

容易な交通インフラを活用したデータセンターをはじめとした電気通信事業分野

本県は、内陸県であるため津波リスクがないことや、活火山がないため万が一の噴火による被害が少ないことに加え、京阪神のいずれからとも交通至便な位置にある。

また、本県北西部には関西電力の大規模な変電所があるなど、データセンター等電気通信事業の立地に適している。

令和3年6月に経済産業省が公表した「半導体・デジタル産業戦略」で東京・大阪以外へのデータセンター拠点の誘致・最適配置を行うとしており、データセンターの地方拠点整備事業として、地方にデータセンター拠点を設置する事業者を支援する事業を実施している。

これらの社会情勢及び本県が有する交通インフラや立地特性を活用した、デジタルインフラ整備を促進し、データセンター等の維持管理に関わる各種サービス事業の拡大・進出を見込み、一層の地域産業の集積を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性の活用戦略に沿った事業の推進を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本地域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

①不動産取得税課税免除措置の整備

県は、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、不動産取得税の課税免除措置に関する条例を整備する。

②固定資産税課税免除措置の整備

県は、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、固定資産税の課税免除措置に関する条例を整備する。市町村は、その財政状況及び税制の公平性を勘案しながら、必要な場合において、一定の要件を課したうえで、固定資産税の課税免除措置に関する条例を整備するよう努める。

③融資制度の整備

県は、地域経済牽引事業の推進に必要な資金の調達の円滑化を図るため、奈良県信用保証協会と連携しながら、承認地域経済牽引事業を対象とした融資制度を整備する。

④日本貿易振興機構（JETRO）との連携

県は、平成30年度に誘致をした日本貿易振興機構（JETRO）と連携し、地域経済牽引事業にかかる海外展開支援や県内へのホテル誘致、インバウンド需要取り込み等を支援する。

⑤地方創生関係施策

平成30年度以降の地方創生推進交付金を活用し、地場産業の成長の促進、まちの活性

化につながる機会として、製造業者等による地域の魅力につながる店舗開設等をはじめ、産業集積を活用した成長ものづくり、観光資源等を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり、県内の公設試験研究機関等が保有する技術を活用した成長ものづくり、特産物を活用した農林水産・地域商社、インフラを活用したものづくり支援産業分野への支援を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

地域企業の技術力向上のために、奈良県産業振興総合センターをはじめ、県及び市町村が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引事業計画の承認申請受付窓口所属（提案時に申請書が提出されていない場合にあっては、申請受付窓口になると見込まれる所属）で提案を受け付ける。

提案を受け付けた場合は、事業者の提案にかかる事項を所管する部局又は市町村に提案内容を通知し、対応を協議したうえで、当該所管部局又は市町村と共同して事業者に回答する。

提案内容が事業実施の支障となっている規制に関する事項であるときは、県又は市町村が規制緩和を行う権限を有する場合、以下に掲げる各要件を満足するとき、当該提案にかかる事業実施について、当該所管部局又は市町村は、積極的に規制緩和の取組を行うものとする。

- ①事業計画の内容が、「3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項」を満足すると考えられるとき。
- ②規制の目的が、事業者が提案する代替の手段により達せられるものであると考えられるとき。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①施設整備等

1) 工業団地または立地適地の創出【市町村、県】

県による産業集積地の整備を行うほか、川西町唐院・保田地区等での工業系ゾーン設定、田原本町十六面・西竹田地区等での地区計画策定など、奈良県都市計画区域マスタープラン、市町村都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画等の各種計画や方針に整合・配慮した工場適地の創出にかかる取組を市町村と県で連携し、さらに戦略的に実施する。

2) 工場適地情報の収集及び活用【市町村、県、関係機関】

県、市町村、関係機関等の協力・連携により、工場適地情報を収集し、企業ニーズに応える用地情報提供を実施する。

金融機関やインフラ関連企業等といった企業立地に関係の深い業界との連携・情報交換を活発化させる。

3) インフラ整備【市町村、県、関係機関】

既存工業団地、工場適地等の道路、上下水道、電力、観光利用施設等の立地基盤整

備を県、市町村及び関係機関が連携して取り組み、企業立地を促進する。

特に、立地環境向上の効果が高い道路整備について、引き続き積極的に取り組む。

4) 研究施設やインキュベーション施設等の活用【県、公設試、支援機関、大学等】

県、市町村、関係団体が協力・連携して、県内の研究施設やインキュベーション施設及び産業支援機関の活用促進を図る。

5) 設備の充実【公設試、大学等】

企業ニーズを的確に把握し、これに応じた設備の充実に努める。また、奈良県産業振興総合センターで、主に県内中小企業にとって利用価値が高い試験分析・測定装置などを有償で開放するなど、研究施設の設備を弾力的に活用できるよう支援体制を整備する。

②人材育成・確保

1) 企業人材ニーズの把握【市町村、県、支援機関】

企業アンケートや企業訪問を通じ、立地企業や立地希望企業が必要とする人材ニーズを把握し、企業の人材確保を支援する。

2) 人材育成支援事業【県、支援機関、経済団体等】

人事労務管理セミナーをはじめとして、マネジメント力強化、リーダーシップ、問題解決力のレベルアップ、中堅営業担当者のスキルアップ、人権・同和問題等のセミナーを実施し人材の育成に努めるとともに、人材養成等支援事業を活用し、地域人材の育成を図るセミナー等を実施する。

3) 技術者育成【県、公設試、大学等】

産業集積を図る上で不可欠となる技術・技能の蓄積と育成技術者・技能者を育成する。

奈良県産業振興総合センターでは、企業技術者を長期にわたり受け入れる研究者養成研修や、各種研修会・講習会などを通じ、ものづくり人材育成を図る。また、技術移転に重要なコーディネート力や企業ニーズに応じた研究開発のため、センター研究員自身の技術力・開発力の向上に努める。

4) 若年者就職支援【市町村、県、経済団体】

若年者等を対象に、職場実習訓練、職場見学・体験、個別カウンセリング、セミナー等で職業意識形成支援を行い、雇用対策としては若年者の採用拡大の為に広報及び啓発、企業合同説明会等を開催し、企業と若年者との雇用のミスマッチを防ぎ、職業意識の醸成を図るとともに、就労に向けたスキルアップ支援により正規雇用へと導く。

5) 人材バンク、人材Ｕターン等【県、経済団体】

就職応援サイト「ジョブならねt」上で求人企業、就職希望者情報を登録してもらうことにより、Web上での企業と求職者のマッチングを支援する。また、東京や大阪等の大都市で求人企業情報を発信し、県外からの優秀な人材を確保する。

6) 有給インターンシップ推進事業【県・高等学校】

奈良県有給インターンシップ制度を構築し、県内企業の協力によって実業に近い形で高校生等を対象としたインターンシップを実施し、就業意識の更なる醸成を図る。これにより県内企業の魅力発信につなげるとともに、就職においてミスマッチのない

離職防止につなげる。

7) 実践教育【県、経済団体】

産業界と県が連携し、県内工業高校の生徒に中小企業で活躍する熟練技能者が直接実践的な指導を行うことにより、実践技術向上とものづくりに対する関心を高める。同時に、県内ものづくり中小企業の中堅クラス技術者等を対象とした研修等を実施し、技術者のスキル向上を図る。また、森林を適切に管理する分野においては、特殊な技能・技術及び豊富な知識が必要なことから、専門の教育機関を設置し運営することで人材育成及び確保を図り、地域の雇用につなげていく。

③ 技術支援等

1) 研究開発の強化推進【県、支援機関、公設試】

県内企業等の新商品開発や販路開拓に向けた取組や県内産業の基盤強化に寄与する事業に対して補助金交付等の支援を行うことにより、企業の高付加価値獲得を推進する。

特に健康、医療、生活関連商品、農林水産物について、マーケットニーズに基づくものづくりを推進するための取組を強化する。

2) 技術相談・指導【県、公設試、大学等】

県内企業が有するさまざまな技術課題について随時相談対応を行うほか、特定産業については定期的に出向いて技術相談に応じる。また、必要に応じ県内企業を直接訪問し技術ニーズの把握に努めるとともに技術指導等を行う。

奈良県産業振興総合センターでは、優れた研究開発アイデアを持ちながら研究開発設備の整備など製品化への取組に課題を抱える中小企業に対し、「ものづくりオープンラボ事業」として、設備の開放、継続的・集中的な指導など、独自に研究開発が行える環境を提供し、個別の課題解決を支援する。

また、関西文化学術研究都市や奈良工業高等専門学校の有する研究成果や技術情報を県内企業に紹介し、企業ニーズとのマッチング等により、技術力の向上を推進する。

県内産業の基盤強化と新規産業創出のため、補助金等の支援を進める。

④ 経営支援

1) 総合的支援の実施【県、支援機関、経済団体】

奈良県における新事業創出並びに中小企業振興のため、創業、新事業・新分野への進出、経営基盤の強化など、県内企業が行う社会的構造変化への対応に対する取組に対し、総合的支援を実施する。

また、B to B マッチングコーディネーターの配置や各支援事業の活用等を通じて、地域企業のニーズ、蓄積技術の把握を進め、立地企業・地域企業間及び地域企業間のビジネスマッチングを支援し促進する。

県内での起業に向けた機運醸成を図るため、ビジネスプランコンテストの開催等により、世界に通用するビジネスモデルを発信できるビジネスパーソンの発掘し、起業をサポートする。

2) 広域商談会・マッチングフェア等【県、関係機関】

(公財) 関西文化学術研究都市推進機構では、関西文化学術研究都市及びその周辺

地域に立地している研究機関・大学、企業等が保有する知的財産・技術シーズの事業化を促進する産学官連携フェア「けいはんなビジネスメッセ」を開催する。

また、金融機関主催のビジネスフェアが開催されるなど、ビジネスマッチングの場が設けられている。

販路拡大の面では、国内のみならず、海外の著名な見本市等への県内企業の出展を支援することにより、バイヤー等との商談機会を提供するとともに、商談を通じて得られる評価を今後の商品企画に活かす機会として活用し、販路拡大を図る。

⑤周辺施策の活用及びインフラ整備

1) 企業立地インセンティブの活用【市町村、県】

市町村と県では、立地補助金・奨励金や課税免除等の優遇制度を設けるとともに、地域の優れた立地環境をPRすることで企業立地を促進する。

平成23年に発生した紀伊半島大水害により経済的に打撃をうけた県南部・東部地域への企業立地を促進するため、補助金の加算制度を設ける。

また、都市部での立地に限定されない情報通信関連業種に対する優遇制度を拡充するなど、集積産業の動向を注視し、効果の高いインセンティブとなるよう適宜見直しを行う。

2) 企業立地専門員等の配置【市町村、県】

県では、県内外の企業に積極的に本県への立地を働きかけるために企業誘致活動を専門に行う企業立地コンシェルジュを配置し、市町村では、企業立地を専門に担当する部署・職員を設置する等、より充実した誘致活動を行うことで企業立地を進める

3) 企業ニーズ把握【市町村、県、関係機関】

立地希望のあった企業に出向いてのニーズ把握やアンケート調査等により、幅広く企業ニーズの把握に努め、立地環境について課題があれば、金融機関やインフラ関係企業等とも連携して、その解決を図り企業立地を進める。

4) 誘致PR活動、担当者研修会等の開催【市町村、県、関係機関】

県、市町村や関係機関が連携して誘致活動を展開する。また、市町村の担当者を対象とした企業立地に関する情報交換などの研修や関係機関との意見交換会を開催する等、企業に的確で有効な情報提供を行うことによって企業立地を促進する。

また、東京や大阪でのトップセミナー開催や業界商談会への出展など、金融機関等と連携・協力して企業誘致を促進する。

5) 交通基盤整備の促進【市町村、県等】

京奈和自動車道の整備や西名阪自動車道の郡山下ツ道ジャンクション、大和まほろばスマートICの設置等、産業集積に資する効果の高い道路整備や、リニア中央新幹線の整備促進に向けた取組を積極的に行い、立地企業の利便性を高めることで、企業立地を促進する。

6) 情報通信基盤の整備【市町村、県、関係機関】

特に大規模な企業集積を計画する場合には、企業が操業する上で必要となる情報通信基盤の確保を、関係機関と調整して進める。

7) 漢方のメッカ推進プロジェクト【市町村、県、支援機関、経済団体、関係機関、大学等】

地場集積産業の製薬業と奈良県立医科大学との連携強化を始め、産学官連携により企業立地や研究開発の促進を図る。

- 8) 県、市町村、民間企業、関係機関等が連携し、ネットワーク化による既存の施設及びインフラを活用した企業立地を促進する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29年度(初年度)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(最終年度)
【制度の整備】							
①不動産取得税課税免除措置の整備	12月議会に条例提案・議決 早期に施行	運用	運用	運用	運用	運用	運用
②固定資産税課税免除措置の整備(県)	12月議会に条例提案・議決 早期に施行	運用	運用	運用	運用	運用	運用
②固定資産税課税免除措置の整備(市町村)	12月議会及び2月議会において 提案・議決	運用	運用	運用	運用	運用	運用
③融資制度の整備(県)	予算要求、奈良県信用保証協会との協議	4月融資開始	運用	運用	運用	運用	運用
④JETROとの連携	要望書提出	11月地域事務所開設	運営	運営	運営	運用	運営
⑤地方創生関係施策	施策の検討	実施	実施	実施	実施	運用	実施
【情報処理の促進のための環境整備(公共データの民間公開等)】							
公共データ公開	体制の整ったものから順次公開	運用	運用	運用	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
受付窓口	基本計画同意に	運用	運用	運用	運用	運用	運用

	併せて窓口開設						
【その他】							
①施設整備等	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用	運用	運用
②人材育成・確保	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用	運用	運用
③技術支援等	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用	運用	運用
④経営支援	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用	運用	運用
⑤周辺施策の活用及びインフラ整備	基本計画同意に併せて実施	運用	運用	運用	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域が一体となって地域経済牽引事業を促進していくためには、公設試験研究機関である奈良県産業振興総合センターや、産業支援機関である公益財団法人奈良県地域産業振興センターをはじめとする支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮して効果的な支援活動を展開し、その効果を最大化していくことが重要である。そのため、関係支援機関との連携関係の構築等に努め、支援体制の充実を目指す。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①奈良県産業振興総合センター

経営革新支援として、高付加価値獲得支援・販路拡大支援等を、また商業・サービス業支援として、「奈良ブランド」開発支援・伝統産業振興等を、さらにものづくり支援として、技術相談・設備開放・研究開発・試験分析・人材育成等などの事業を行っている。

②(公財)奈良県地域産業振興センター

B to Bマッチング促進支援、専門家アドバイス、金融支援等あらゆる経営相談などの事業を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用にかんがみ、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関連法令の遵守や環境保全・環境負荷低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行う場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が協調・連携して調整を行う。

また、廃棄物の減量化・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境保全等に対する規範意識の向上を目指す。

なお、国立公園・国定公園区域を含む事業計画を承認する際には近畿地方環境事務所および奈良県景観・自然環境課へ相談することとする。環境保全上重要な地域内での整備に当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境保全部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（２）安全な住民生活の保全

県では、「安全・安心の確保のための奈良県基本計画」を平成 29 年度から策定し、県と警察が協働して持続的に安全・安心の施策を展開し、体系的・継続的に治安基盤を整備することで、安全で安心して暮らせる奈良の実現を目指している。

また、交通安全対策については「奈良県交通安全計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑を図る活動を推進している。

地域経済牽引事業の実施にあたっては、地域住民との協議を十分に実施するとともに、犯罪や事故を防止し、安全な住生活を確保するため、県警察や道路管理者との連携を図りながら、事業者に対し下記の取組を指導、要請する。

①防犯設備の整備

地域住民が、事業所及びその付近において、犯罪被害に遭うことを防止するため、防犯機器・設備の設置・整備を推進する。

②交通安全に配慮した環境の整備

地域の交通の安全と円滑を図るため、施設の建設等については、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、交通安全に配慮した環境の整備を推進する。

③施設等の適切な管理

工場等における植栽の適切な配置等により見通しを確保するほか、公共空間や空地が地域住民の迷惑になる行為に利用されないよう適正な管理を行う。

④従業員への防犯・交通安全指導

従業員に対する法令遵守の徹底、交通事故防止、犯罪被害防止のための研修等の実施、外国人従業員に対する日本の法制度についての指導等を行う。

⑤地域における防犯活動への参画

地域住民等が行う防犯ボランティア活動への参加等の防犯にかかる地域の取組への協力を行う。

⑥不法就労の防止

外国人を雇用しようとする場合において、旅券、在留カード等による当該外国人の就労資格の有無を確認するなどの必要な措置を実施する。

⑦警察への連絡体制

犯罪や事故等の発生時における地域住民や警察等の関係機関への連絡体制を整備する。

(3) その他

国が定める「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」第一ト（１）により毎年度実施されることとされている、基本計画の目標に対する進捗状況の取りまとめ及び承認地域経済牽引事業計画の実施状況の取りまとめ等に併せて、基本計画と承認事業計画に関するレビューを実施し、効果の検証と事業の見直しを実施する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

本県では、奈良らしい農業の展開と企業誘致による雇用の場の確保によるバランスの取れた地域振興を図るために、地域で必要な農地総量を確保しながら、企業誘致に必要な工業ゾーンの確保を図る「農地マネジメント」に取り組んでおり、特に農業を振興させるゾーンの設定など、奈良らしい農業を展開させるための施策を進めている。

なお、やむを得ず農地を含める場合には、

- ① 農用地区域外での開発を優先すること
- ② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること
- ③ 面積規模が最小限であること
- ④ 面的整備を実施した地域を含めないこと
- ⑤ 農地中間管理機構の取組に支障が生じないようにすること

等「地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針」に配慮するものとする。

重点促進区域によっては、区域内に農用地区域及び市街化調整区域が存在している箇所があるが、本計画において設定した重点促進区域は、4（3）に記載する工場立地特例対象区域への設定を目的としたものであるため、これらの地域において土地利用調整計画の策定を想定するものではない。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

定めない。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

定めない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日

までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和５年度中に作成する予定である。そのため、令和５年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和５年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和５年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）